

豊臣秀吉の籠字式半花押印について

藤 本 孝 一

一、はじめに

佐藤進一先生は「花押小史 類型型の変遷を中心に」(『書史第九巻』平凡社、昭和五十一年三月刊)冒頭で「花押は自署の代りに用いられる記号もしくは符号であつて、その起源は自署の草書体にある。」(六八頁)と規定された。その中で、自署の代わりに「花押印の印章化」(七四頁)の項目を設けられている。現在のところ、この論述が花押印の唯一の文献であろう。それによると、

(一)花押を版刻にして墨を塗つて押すもの、
(二)花押を双鉤式(籠字式)に刻して、これを押した上で填墨するもの、

(三)花押を印文の如く見なして印章に取入れたものなどがある。
今、(一)(二)を花押型と呼び、(三)を特に籠字の花押型と呼び、(四)を花押印とよんでおく。実は花押型(一)は割合早くから使用されたらしく、現在、鎌倉時代のものが四例知られている(荻野三七彦「印章」)。永仁三年(一二九五)が二例、正安二年(一二三三)、元

応二年(一二三〇)各一例である。このうち、永仁三年と正安二年の計三例は(伊木寿一によれば永仁三年の一通は仁和寺文書いふから、仁和寺かもしれない)一切経御供米の受取状の袖に、恐らく供米請取の証として、押されている。恐らくこれらの花押型は、請取状の如く同種の文書を一時に多数発行するにあたって、いちいち花押を署する煩わしさを避ける便法として用いられたのである。(略)

次に(二)の籠字式花押型は江戸時代に入つて盛んに用いられたよう
で、伊達綱宗のものは現物(真鍮製)が今日残っている。(略)
次に(三)の花押印としては荻野氏が紹介された文明十八年(一四八六)の熊野の御師大石光陽坊幸濟のものが現存最古のようである。
これは将棋の駒型の木印で「幸」字の下に花押を刻している。

と論じられた。ここで「花押印」といわれているのは、(三)の署名と花押を合わせて印鑑にしたもので、一般的には(二)の花押を双鉤式(籠字式)に刻した印鑑である。例えば、図版1で挙げた柳川藩主の木製の印は、花押の外側だけを彫り、これを押した上で填墨する。筆者も籠

字式を「花押印」と以下に用いる。

以上を年代順に並べると、1、自署の草体から花押ができた。2、(一)の版刻の印ができた。3、(二)の木印と花押印を合わせたものが、戦国時代にできた。4、(二)の籠字式花押型(花押印)が江戸時代にできた。

版刻から花押印に移行する戦国時代は「半花押」が生まれた。

二、半花押

半花押とは筆者が付けた名称である。『古文書研究』第七二号(平成十一月二十日刊)に「花押から花押印へ」と題して、半花押について述べた。それには、

かつて天龍寺文書を調査した折、室町將軍家十五代足利義昭の御判御教書数通があつた。花押が何となく書いたものではないと思えてきた。何故そう思ったのであろうかと考えた。見ているうちに、中央下の部分が正確すぎる。そこで他の同文書と重ね合わせると、下部と真ん中の部分がぴたりと一致した。人が筆でどんなに正確に書いたとしても、二つの文書の花押が半分以上寸分違わない現象は起こらない。上から花押を触っても印が押された痕跡は、何となく窪みがあるぐらいの感覚であつた(図版2)。

この花押は、最初に中核になる印を押して、その上から横棒等を書き加えたと思ひいたつた。また、花押から花押印へと変遷する途中の形態ではないかと。

御判御教書の花押が半分以上印であつたと判断したのは、神道

体系の近江国編(宇野茂樹編、昭和六十年刊)に収録する多賀神社文書の翻刻を依頼され、原本調査のために多賀神社に宿泊し、一日中文書を調査していた過程にあつた。調査中、『武田晴信(信玄)祈願文』を調べているうちに、花押は印ではないかと気がついた。それ以来、信玄の花押を見ると、どうも花押印に見えってしまう。

残念なことに、真ん中だけの、部分だけの、花押印の遺品を今まで知らない。しかし、このなぞるといふ延長線上に、江戸時代に流行する枠組みだけの花押印が多数残っていることから見ると、花押の型を押してなぞる戦国時代の遺風ではなからうか。

この過程を踏んで、江戸時代の花押の輪郭だけの木製花押印が一般化していったのであろう。

と論じた。

花押印を確認することは、文書を眺めるとの感があるが、むしろ、その裏には大量な文書が存在する。また、文書の所蔵者に花押印を指摘すると、偽物と思われる。が、むしろ花押印を造つてまで偽文書は造らない。正文の証拠となる。

三、豊臣秀吉の籠字式半花押

この半花押の例として豊臣秀吉を例示する。

細川京都府京丹后市久美浜町小谷にある宗雲寺は、もと天台系の常喜院が退転していたのを、細川藤孝(幽斎)の家老格・松井康之が父正之の菩提を弔ために天正六年(一五七八)玄圃霊三(一五三五)一

六〇八)を請じて中興開山とした。靈三の姉は康之の父正之の妻である。天正一四年(一五八六)に靈三が南禅寺第二六六世(一五八六—一五九三)となつてからは、宗雲寺に留守職を定めこれを兼務した。この寺に南禅寺住持職の秀吉補任状がある。本文は、

南禅寺住持職事

任先例、可被執勢之

状如件、

天正十四年五月 日関白花押

玄圃和尚

とある。

図版3で示した花押を観察すると、図版4で示した下の部分の二つの輪の花押の書き方で、籠字の線が見える。その線の中を墨で塗つてゐることが判明する。他の文書と重ね合せても下の部分が同じ形である。そうなると、籠字式の半花押は印鑑であろう。何のために秀吉はこの印を用いたのであろうか。

天下統一をした秀吉は、大量の公的文書を一時期に発給しなくてはいけない状況にあつた。また、その文書には、証拠書類としての中世以来の草書体の自著の花押が求められた。花押は草書体を図形化したものであるため、人に真似できないものとして作られる。それ故に証拠となる。この解決策が籠字式半花押印であろう。室町將軍十五代足利義昭が版刻の半花押を用いていたことで、権威性もあつた。この半花押を籠字式にしたのは、籠字に墨で埋められることである。さらに、誰でも花押を真似することができたためであつた。

祐筆が花押印を捺して基準を作り、そこから全体を一筆で真似をす

れば、秀吉自筆と見紛う花押が出来上がる。また、この時代の文書を調査すれば、他の例を見出されるかもしれないが、現在のところ秀吉以外は知らない。この籠字式半花押は秀吉独自のものかもしれないが、花押から花押印へ変化をすることが、端的に示されている。

四、まとめ

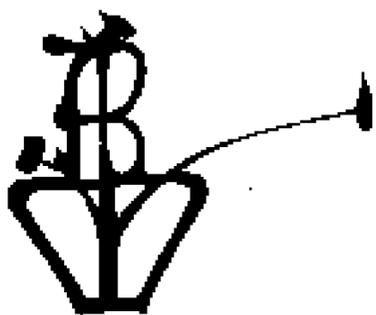
鎌倉時代の花押は版刻の印鑑として用いられた。戦国時代になると半花押ができた。さらに、安土桃山時代に半花押の籠字式ができ、江戸時代になると籠字の花押印が完成した。この変遷の基本には、花押は自署という意識があり、どこかに自筆を表す行為が行われた。

花押印が盛行を見たのは、江戸時代である。その行為は、所領目録や補任状などを大量に発給するためのものであつた。書状類は原則的には自署の花押であつたが、公的な性格を持つものには花押印を用いられている。また、版刻の印鑑は江戸時代に至るまで個人的にも使用されている。版刻花押と花押印との二系統が並行して行われていたのである。

「図版1 籠字式花押印」



「図版2 足利義昭半花押」



「図版3 秀吉花押（籠字式半花押）」



「図版4 秀吉籠字式半花押」

